

ご注文いただく印刷物の内容に関する考え方

2013年11月

EditNet プリンテック

弊社に同人誌等の印刷のご注文をいただくにあたり、お客様よりその内容に関するお問い合わせを多くいただいておりますので、弊社の基本的な考え方をご説明いたします。

この文書は、個別のご注文についての弊社の取扱いを拘束するものではありません。また、頒布・販売の方法（参加されるイベントや出荷される同人誌販売店など）によっては全く別の考え方がされている場合がありますので、あわせてご注意ください。

(1) 基本的な考え方

お客様が制作・頒布される出版物等の内容については原則として自由であり、弊社はそれを最大限尊重いたします。

表現の自由は憲法が保障するところであり、また、文化の振興のためにも自由闊達（かつたつ）な表現活動が行われることが不可欠であることは、いうまでもありません。

同人誌等の自主出版物を媒体とした表現活動は、表現者の良識と責任の元で自由に行われるべきものであって、印刷会社が過度に萎縮した対応を行うこと（すなわち、表現者への規制を行うこと）は、望ましいものではないと考えております。

(2) 情報を流通させること自体が違法となる場合についての考え方

情報を流通させること自体が違法である場合については、弊社のご注文をお受けすべきではないものと考えます。

出版物における表現の内容は表現者の自由であります。一定の表現（情

報を流通させること)が法律により禁止されることもやむを得ない場合があります。印刷物を流通させることが法律で禁止される場合は、弊社はご注文をお受けすべきでないものと考えます。

例えば、●刑法に規定する「わいせつ物」(わいせつな文書、図画その他の物) ●児童買春・児童ポルノ処罰法に規定する児童ポルノに該当する描写(ただし、保護の対象は実在する児童の姿態) ●広告を行うこと自体が禁止されている場合の当該広告物(例えば、携帯電話の匿名貸与、規制薬物の販売等)などが該当するものと考えられます。

(3) 情報の流通により他人の権利を侵害することとなる場合についての考え方

情報の流通により他人の権利を不当に侵害することとなる場合は、弊社はご注文をお受けすべきでないものと考えます。

表現活動が他人の権利を不当に侵害するものであってはならないことも、いうまでもありません。

例えば、他人のプライバシーを侵害し、または名誉を毀損することが明らかな場合(他人の私生活の暴露、住所氏名を意に反して公開すること、他人への一方的な誹謗・中傷など)は、弊社においてもご注文をお断りすべきものと考えております。

また、他人の知的財産権(著作権など)を侵害することとなる場合も同様です。例えば、他人の著作物を丸写しする行為は権利の侵害が明らかといえるでしょうし、他人の著作物を利用してそれを不当に貶めるようなこととなる表現も、許容されないものと考えます。

(4) 公序良俗に反する情報の流通に関する考え方

公序良俗に反する情報についても、企業の社会的使命に鑑み、ご注文をお受けすべきでないと考えます。

情報の流通が直接法律に触れない場合であっても、公共の危険を生ぜしめるおそれが高い内容、不当な差別を助長する内容等については、企業の社会

的使命に鑑み、ご注文をお受けすべきでない場合があるものと考えます。

例えば、●爆発物の不正な製造を助長するような内容 ●重大な犯罪を直接的に助長する内容 ●部落差別を具体的な地名等の表現をもって助長する内容（特定の人への不当な差別を惹起する蓋然性が高いと考えられるため。） ●他の民族や国民を不当に差別し、または不当に排斥する内容 など、公序良俗に反すると考えられる内容については、弊社としてもご注文をお受けすべきではないものと考えます。

(5) 性的な表現に関する考え方

性的な表現についても原則として表現の自由が妥当しますが、わいせつな図画や文書等を流通させることは刑事罰を伴って禁止されているところであり、わいせつ物にあたるもののご注文をお受けすることはできません。

また、それに至らないまでも、強い性表現が発達途上の青少年にまで野放図に流通することは好ましいことではありません。

青少年にとって有害な表現を伴う出版物については、流通の過程で青少年が手にとることがないように、お客様において自主的な配慮をお願いいたします。

性的な表現であるという一点をもって、すなわち流通に適さない情報であることにはなりません。性を題材とした小説や漫画などが芸術の一環として社会に受け入れられていること、および性的な表現を含めた表現の自由が尊重されることは、いうまでもありません。

ただし、法律に違反する態様で情報を流通させることは許されないのであって、わいせつな図画・文書や児童ポルノに該当するようなものについては、ご注文をお受けすることはできません。

何が「わいせつ」という判断は、最終的には司法により示されることとなりますが、「わいせつ」と判断されるおそれが強い表現（例えば、いたずらに性欲を刺激するような態様で、性器をあからさまに描写したものなど）については、弊社においてもご注文をお受けすべきではないものと考えており

ます。

ところで、「わいせつな表現」と混同されやすい概念に、「青少年に有害な表現」といわれるものがあります。これらは一部が重なりますが大きく異なる概念であり、前者については健全な性風俗の保護のために全ての人から遠ざけるべき表現、後者は青少年の健全な育成のために青少年から遠ざけるべき表現ということができます。

青少年が手にすることが望ましくない出版物については、その頒布の過程において十分な配慮を行っていただきたいと考えます。

具体的には、表紙や陳列台の目立つ場所に「青少年には適さないこと」をわかりやすく表示すること、内容を見せ、または頒布する際に相手方の年齢を確認するなどの方法が考えられます。

(6) 「修正」についての考え方

性表現の程度を弱める目的で、原稿に「修正」(マスク)が施されることがあります。

「修正」はすべてお客様の良識と責任の元で行われるべきものであり、弊社においてお客様の原稿を「修正」し、またはそのアドバイスを行うことはありません。

弊社一任による「修正」についても、一切お受けすることはできません。

表現が「わいせつ」にあたるおそれがあると判断される場合、ご注文をお受けすることはできませんので、お客様の責任において適切な原稿を入稿していただく必要があります。

性器の描写については、婉曲的な表現手法を用いることで最初からあからさまな描写を差し控えるか、もしくは適切な「修正」を行った原稿をご入稿いただき、「わいせつ」と判断されないようご注意ください。

原稿の準備はお客様の責任に基づいて行っていただくものであり、弊社がその基準のようなものを示したり、お客様の委任を受けて弊社が原稿を「修正」することはできません。

(7) 「修正」の度合いについて

同人誌における「修正」の度合いについては、一般的に商業誌が参考にされているようです。

しかし、商業誌の「修正」は「処罰されない限界」を探るものになっているきらいがあり、これを「許容範囲」と考えることは望ましいとはいえません。

商業誌の例は参考にはなりますが、結局は表現者自身の良識と責任に基づき考える事柄です。

同人誌における「修正」は、一般的に商業誌での事例が参考にされることが多いようです。

しかし、商業誌の「修正」は検挙事例や裁判例などから「処罰されない限界」を探るものになっているきらいがあります。このようなものをそのまま「許容範囲」としてとらえてしまうと、あらぬ問題が生じるおそれがあります。

そもそも刑罰の謙抑性¹との関係から、「わいせつ物」として立件される例は、法律に照らせば違法と考えるものの中で、特に悪質なものが中心になっていると考えることができます。

「処罰されなければよい。」という考えに陥ることなく、法律、ひいてはその基礎となる社会通念に照らしてどの程度が許容されるのか、善良な性風俗を害する表現とはどのような表現なのか、このような点に立ち戻って、表現者ご自身の良識と責任のもとで考えていただく必要があると考えます。

¹ 刑罰は人権を制約する度合いのきわめて強い制裁であるから、その適用・行使はできるだけ限定的なものとし、刑罰の他に手段がないときに適用すべきであるという、刑法における一般的な考え方。